

公 告 文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施する。

令和6年（2024年）8月2日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

渡島管内訪日外国人観光動向調査委託業務

（2）業務目的

渡島管内を訪れる外国人観光客は、中国や台湾などアジア圏からの観光客が多かったが、コロナ禍以降はヨーロッパや北米、オーストラリア等からの外国人観光客が増え、旅行形態についても大型観光バスを利用する団体ツアーから、レンタカーやタクシー、公共交通機関を利用するFIT（個人手配の海外旅行）に変容するなど、旅行形態の多様化が進んでいる。

このような中、今後、益々増加が期待されるヨーロッパや北米、オーストラリア等からの外国人観光客を対象に、来訪の動機や目的、滞在時間の過ごし方、アドベンチャートラベルのニーズなどを聴き取り、薄利多売の「量」から稼ぐ観光を実現する「質」への転換を図るため、観光施策の基礎となる定性調査を行う。

（3）業務内容

ア 訪日外国人への聴き取り調査

（ア）2名以上で、1人あたり20分程度の英語によるヒアリングを実施する。

（イ）ヨーロッパや北米、オーストラリア等の外国人観光客を対象に、有効回答50人以上の聴き取りを行う。

（ウ）調査地点：渡島管内市町（函館市を含む2市町以上）

（エ）調査時期は、令和6年（2024年）9月～令和7年（2025年）1月末とする。

なお、調査日数は1月1回以上設けること

（オ）調査項目：居住国、同行者、来訪目的、滞在日数、訪問地選択理由、情報源等、その他（渡島管内の観光ニーズの顕在化に繋がる項目を専門的な知識等に基づき設定）

（カ）調査票の作成

イ 報告書の作成

（ア）受託者は、調査結果を分析し、最終報告書を紙媒体（2部）及び電子媒体（1部）で2月末までに提出すること。

なお、調査・分析にあたっては、専門的な知識等に基づき作成すること。

（イ）インタビューに係る個票を添付すること。

（4）契約期間

契約締結日より令和7年(2025年)2月28日(金)

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

(1) 複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

キ 道内に本社又は事業所を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)、その他法人であること(ただし宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人を除く)。

ク 外国語対応可能な調査員の確保及び管理ができること。

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

コ コンソーシアムにおいては、上記の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

(ア) コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有していること。

(イ) 構成員間における契約等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからオに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出書類

参加表明書（別紙1号様式）及び添付書類（参加表明書作成要領参照）

イ 必要部数

1部

ウ 提出期限

令和6年(2024年)8月19日（月）17：00（必着）

エ 提出場所

北海道渡島総合振興局産業振興部 商工労働観光課観光振興係

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号

電話：0138-47-9461

FAX：0138-47-9207

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を書面にて通知する。

4 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和6年(2024年)8月2日（金）から令和6年(2024年)9月3日（火）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前8時45分から午後5時30分まで）

(2) 交付場所

上記3（1）エに同じ

(3) 交付方法

上記（2）の場所で交付する。

なお、北海道渡島総合振興局商工労働観光課のホームページ

（<https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

参加表明書の提出後、振興局から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。（企画提案書作成要領及び企画提案指示書参照）

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式）

(2) 提出部数

7部（1部は提案者名を記載したもの。残り6部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を

記載しないよう注意すること)

(3) 提出期限

令和6年(2024年)9月3日(火) 17:00(必着)

(4) 提出場所

上記3(1)エに同じ

(5) 提出方法

上記3(1)オに同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

北海道渡島総合振興局産業振興部 商工労働観光課観光振興係

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号

電話: 0138-47-9461

FAX: 0138-47-9207

10 その他

(1) 参加表明書、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。